映像通報システム導入業務委託仕様書

１　適用範囲

　　この仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）が、発注する映像通報システム（以下「本システム」という。）の導入及び運用のために行う業務委託について必要な事項を定める。

２　履行場所

　　相模原市消防局警防部指令課（神奈川県相模原市中央区中央２丁目２-１５）

３　履行期間

　　契約日から令和７年９月３０日（火）まで

４　目的

　　１１９番通報を行った通報者（以下「通報者」という。）が、災害現場等において通報者が所持するスマートフォン等により撮影した現場の状況を、相模原市消防指令センター（以下「指令センター」という。）へ伝送及び消防部隊が共有できるシステムを導入することで、音声による１１９番通報だけでは把握が困難であった視覚的情報をリアルタイムに収集し、より的確な口頭指導、正確で迅速な災害出場を実現し、被害の軽減等市民サービスの向上を図ることを目的とする。

５　業務内容

（１）本システムの導入及び提供

（２）履行場所における管理端末及び周辺機器の設定

（３）本システム運用に必要となる発注者への運用支援

６　調達要件

　　受注者が次のとおり調達及び導入し、本システムの運用に必要な環境構築を行うこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 管理端末 | ５式 | ・PC本体（電源含む）  ・操作マウス  ・ヘッドセット  （マイク、ミュート機能付き） |
| 通信回線 | １式 | グローバル固定IPアドレス付光インターネット回線を想定  (配線作業含む) |
| ネットワーク機器 | １式 | ルータ、スイッチングHUB |

７　非機能要件

（１）本システムは、ブラウザを利用するサービスとし、通報者が事前にアプリのインストールや登録等が必要でない仕組み（例：クラウド型）で、次の機能要件を満たしたシステムを提供すること。

（２）２４時間３６５日利用可能（計画的停止及び非常停止を除く）かつ、２４時間の運用監視体制による適切な対応を行うこと。

（３）計画停止を実施する場合は、事前に発注者へ通知すること。受注者の都合により本業務のサービスを廃止する場合には、少なくともサービス終了１年前に発注者へ通知すること。

（４）契約期間中に第三者の特許権侵害の申し立て等によりサービスの提供継続が困難となる恐れが生じた場合には、次のいずれかの措置を講ずることで本システムの通報者から指令センターへの通報が受理できない事態が発生しないよう努めること。

ア　同等の機能を有する権利侵害のない他のシステムによる業務の継続

イ　運用中のシステムにおける権利侵害しているとされる部分の変更

ウ　使用のための許諾又は権利の取得

エ　その他、本システムの通報者からの通報を受理できない事態の発生を回避するために必要な措置

（５）通報者が使用可能な端末は、SMSと標準搭載ブラウザのみで利用可能とするため次のとおりとする。ただし、一部メーカーの仕様により必要な機能の利用が制限される機種を除く。

ア　本システムをサポートする対応機種及び対応ブラウザは次のとおりとする。

（ア）iOS

　　　Safari最新バージョン又は１つ前のバージョン

（イ）Android

　　　Google Chrome最新バージョン又は１つ前のバージョン

（６）管理端末で、１１９番通報の発番に対して映像要請をSMS送信（年間１，２００回以内想定）し、通報者から映像を表示するほか、SMSメッセージ送信や履歴などの管理機能を利用できること。

（７）本システム上で取り扱う情報（サーバーに記録される情報等）は次のとおりとすること。

ア　通信指令員等が入力した通報者の電話番号及び送付したSMSの文面

イ　通報者が撮影した静止画及び動画

８ 機能要件

（１）SMS送信機能

通報者の電話番号を管理端末に入力し、定型文等を通報者端末にSMS送信できる機能を有すること。

（２）起動URL送信機能

映像通話は、管理端末から通報者端末にSMS送信したワンタイムの起動URLからウェブサイトにアクセスすることで本システムが起動する機能を有すること。

なお、異なるSMS送信事業者による冗長化された国内SMS送信機能を有し、一定時間内に送達が確認できない場合、代替回線による送信を促す確認機能を有すること。

（３）通話機能

ア　本システムは１１９番通報による電話回線を切断することなく利用できること。また、インターネット回線での通話ができる機能を有すること。

なお、SMS送信時に前述のどちらかを選択できる機能を有すること。

イ　通報者端末と管理端末は、リアルタイム撮影する動画を介し通話ができること。通話中に通報者端末のGPS情報を取得し、通報者の位置情報を地図上にて表示できること。

ウ　管理端末から静止画及び動画を、映像通話中の通報者端末に表示し、管理画面上で確認しながら通報者端末上の表示を制御できること。

エ　通報者端末の画面に、事前に設定した定型文や任意のテキストをテロップ表示できること。また、管理画面上で指し示している部分を連動させて明示できること。

オ　管理端末から通報者端末のライトをON／OFF、ズーム機能を制御できること。

（４）映像記録停止機能

ア　映像通話中の内容が記録されない又は記録の有無を選択できること。

イ　通報者端末と管理端末で共有した映像を通報者端末に保存できる機能を有さないこと。

ウ　映像を記録する場合は、クラウド上の受注者サーバーにて録画保存し、発注者が任意にダウンロードできるとともに、一定時間保管後に自動削除する機能を有すること。

（５）映像伝送機能

ア　通報者から送信された映像は、管理端末からリアルタイムに、同時に２台以上消防部隊等が利用するスマートフォン、タブレット等（以下「既存端末等」という。）に映像が共有できること。

（６）位置情報取得機能

ア　通報者のスマートフォン等から管理端末へ通報者のGPSによる位置情報が取得できること。

イ　地図上で通報者自らが位置を指定し、管理端末へ指定した地点の位置情報を伝達できること。

（７）ライブ中継機能

既存端末等で撮影している映像を管理端末で視聴する機能を有すること。

（８）その他

ア　本システムにおける管理端末以外の端末は、iPhone及びAndroidのスマートフォンで操作可能であること。

イ　本システムにおけるSMS対応キャリアは、NTTドコモ、KDDI、SoftBank及び楽天とし、その他新規キャリアの提供が開始された際は、適時対応すること。

９　構築等要件

本システムの利用は、次に掲げる動作環境で円滑に運用できるよう構築すること。

なお、「６　調達要件」のとおり、管理端末及び通信回線は受注者が別途整備することとする。

（１）管理端末

ア　OS：Microsoft Windows１１

イ　CPU： CPU intel core i５相当以上

ウ　メモリ：８GB以上

エ　SSD容量：２５６GB以上（録画保存のための容量は含まない）

オ　ディスプレイ：解像度１９２０×１０８０以上

カ　ネットワーク：１０００BASE-T（有線LAN接続）

キ　ブラウザ：Google Chrome　最新バージョン又は1つ前のバージョン

ク　地震、台風、火災等災害への対策を講ずること。

（２）通信回線等

グローバル固定IPアドレス付光インターネット回線

ア　既設の緊急通報システム（NET１１９）の回線及び機器と接続し、通信回線等の冗長化を図ること。

なお、責任分界点を明確にするとともに、接続に要する費用は事前に既設の緊急通報システム構築事業者へ確認し受注者が負担すること。

既設構築事業者　株式会社ドーン

　　イ　SMS事業者による通信障害等の場合に、予備のSMS事業者から供給可能なこと。

（３）その他

ア　サーバー機（WEBサーバー、DBサーバー等）、通信機器等

システムの安定稼働とレスポンス・セキュリティ確保のために必要な機能、性能及び容量を保持すること。

イ　ファイアウォール等によるアクセス制御・ウイルス対策ソフトによるコンピュータ・ウイルス対策等を実施すること。

ウ　暗号化通信を行うこと。

エ　サイバーテロ、ウイルス感染、情報漏えい等の障害発生時には、発注者に報告の上、速やかにシステムの復旧及び修正作業を行うこと。

オ　本システム上のデータに対して、第三者（関係者以外の者）からのアクセスができないこと（機密性が確保されていること）。

カ　映像伝送にあたり、管理端末は、スマートフォン等と直接通信することはなく、受注者が管理するサーバーのみと通信すること。

キ　情報漏えい事故発生時の対応についての手順が整備されていること。

ク　受注者は、ISO/IEC(JIS Q)２７００１ 認証及びプライバシーマークの認証を受けていること。

なお、受注者が求めた場合、認証の写しを提出すること。

ケ　サーバーの脆弱性対応

サーバー上で用いるソフトウェアの修正パッチが提供された場合、脆弱性の深刻度を評価したうえで速やかに適用すること。

10　運用支援

（１）内部教育

導入初年度には、本システムの利用開始までにマニュアルを作成し、発注者に対して本システムの操作要領等についての研修を３回実施すること。

なお、研修にかかる費用については初期導入費に含むこと。

（２）広報支援

導入初年度には、本システムの運用開始に際し、市民へ実施する広報業務について、広報素材等の提供等を実施すること。

　　　なお、受注者が提供する広報素材等については、発注者及び受注者が協議のうえ、決定すること。

11　納品物

　　「６　調達要件」に掲げるもののほか、受注者は発注者へ次のとおり提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納品物 | 提出方法 | 納入期限 |
| 運用体制表 | 紙媒体又は電子媒体 | 契約後速やかに |
| 業務実施計画書 | 紙媒体又は電子媒体 | 業務着手前 |
| システム操作説明書 | 紙媒体又は電子媒体 | 発注者及び受注者が協議のうえ、決定する。 |
| 業務完了報告書  （導入の写真付き） | 紙媒体又は電子媒体 | 業務完了後速やかに |
| その他、発注者が必要とする資料等（広報素材） | 発注者及び受注者が協議のうえ、決定する。 | 発注者及び受注者が協議のうえ、決定する。 |

12　注意事項

　　通信回線の開設及び利用料並びに本システムの使用料は、本契約の締結後、発注者及

び受注者が協議のうえ、決定するものとし、本業務の積算対象外とすること。

13　その他

　　本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ、決定するこ

と。

以　上